

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ（全体像）

資料3-2

～9月 対象の医療機関において報告項目の事前準備・集計

9月 対象の医療機関に外来機能報告の依頼

10月～R5.3.29

~~10～11月~~

外来機能報告

~~1～3月~~

5～7月

		紹介受診重点医療機関の役割を担う意向	
		意向あり	意向なし
重点外来の基準	満たす	紹介受診重点医療機関 <small>*「外来医療に係る地域の協議の場」での確認</small>	「外来医療に係る地域の協議の場」での協議
	満たさない	「外来医療に係る地域の協議の場」での協議	

重点外来の基準

- ・ 初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合：40%以上かつ
- ・ 再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合：25%以上

紹介受診重点医療機関として都道府県が公表

出典：厚生労働省ホームページ掲載資料を道において一部改変

「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して協議（1回目）

医療機関の意向と異なる結論となった場合

協議を再度実施（2回目）

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

- ・ 紹介率50%以上かつ
- ・ 逆紹介率40%以上

協議の進め方については、状況に応じて持ち回りとする、文書提出のみとするなどの柔軟な対応も可能。